６初児生第１７号
令和７年２月１４日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第１項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
千々岩良英

アイヌの人々に関する人権教室の活用について（通知）

このたび、法務省人権擁護局人権啓発課長から、別紙のとおり、標記人権教室の活用について、依頼がありました。

ついては、各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県におかれては所轄する学校に対して、各附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校に対して、本件について必要に応じ周知を図っていただき、修学旅行等でアイヌの人々に関する学習を実施予定の学校を始め、アイヌの歴史・文化に関心を持つ学校における人権教室の活用について、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

【本件担当】
文部科学省初等中等教育局
児童生徒課指導係
TEL：03-5253-4111（内線3297）
E-mail：jidous@mext.go.jp

別紙

機密性２　完全性１　可用性１

法務省権啓第１３号
令和７年２月７日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長　殿

法務省人権擁護局人権啓発課長
（公　　印　　省　　略）

アイヌの人々に関する人権教室の活用について（依頼）

当省の人権擁護行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

当省では、アイヌの人々に対する偏見・差別を解消するための人権啓発活動やアイヌの人々からの人権相談に応じているところです。

人権啓発活動では、人権擁護委員や法務局職員が小学校や中学校等を訪問し、人権問題について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的とした啓発活動である人権教室を実施しているところ、アイヌの人々をテーマとした人権教室も実施しています。

この人権教室を学校において御活用いただくことにより、アイヌの人々に対する児童・生徒の理解が深まることが期待できます。

また、昨年７月に開催されたアイヌ政策推進会議（第１５回）において、法務省では、アイヌの人々に関する人権啓発事業の充実強化として、「修学旅行でウポポイを訪問する学校を始め、アイヌの歴史・文化に関心の高い学校（全国）からの要望に応じ、人権教室を開催」することとされています。

つきましては、修学旅行等でアイヌの人々に関する学習を実施予定の学校を始め、アイヌの歴史・文化に関心をお持ちの学校において、積極的に人権教室を御活用いただきますよう、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、人権教室については、全国の法務局・地方法務局にて対応しておりますので、その旨を申し添えます。

【人権教室の詳細】
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html

＜本件連絡先＞
法務省人権擁護局人権啓発課人権啓発第二係
水川、井上、田谷
TEL：03-3580-4111
E-mail：keihatsu@i.moj.go.jp